

平成 29 年第 6 回野洲市議会定例会提出案件 (No. 2)

1 補正予算 7 件

□議第 133 号 平成 29 年度野洲市一般会計補正予算(第 9 号)

①予算額

- ・補正前予算額 20,552,951 千円
- ・補正額 21,948 千円
- ・補正後予算額 20,574,899 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・歳出に伴う財源として繰越金を増額 (21,948 千円)

【歳出】

- ・人事院勧告を受けて改定する一般職及び特別職の勤勉手当等の差額 (20,724 千円) 及び特別会計への繰出金等 (1,224 千円) を計上

□議第 134 号 平成 29 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 5,818,501 千円
- ・補正額 286 千円
- ・補正後予算額 5,818,787 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・職員給与費等繰入金の増額 (286 千円)

【歳出】

- ・人事院勧告を受けて改定する一般職の勤勉手当等の差額を計上 (286 千円)

□議第 135 号 平成 29 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 532,920 千円
- ・補正額 101 千円
- ・補正後予算額 533,021 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・職員給与費等繰入金の増額 (101 千円)

【歳出】

- ・ 人事院勧告を受けて改定する一般職の勤勉手当等の差額を計上（101 千円）

□議第 136 号 平成 29 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

①予算額

- ・ 補正前予算額 4, 0 3 5, 7 8 7 千円
- ・ 補正額 8 2 5 千円
- ・ 補正後予算額 4, 0 3 6, 6 1 2 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 職員給与費等繰入金の増額（825 千円）

【歳出】

- ・ 人事院勧告を受けて改定する一般職の勤勉手当等の差額を計上（825 千円）

□議第 137 号 平成 29 年度野洲市水道事業会計補正予算(第 2 号)

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

- ・ 現計予算額 1, 0 1 2, 3 5 1 千円

〔支出〕

- ・ 補正前予算額 9 5 5, 7 2 7 千円
- ・ 補正額 2 0 0 千円
- ・ 補正後予算額 9 5 5, 9 2 7 千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・ 現計予算額 1 6 0, 8 8 1 千円

〔支出〕

- ・ 補正前予算額 3 6 7, 8 6 8 千円
- ・ 補正額 1 4 6 千円
- ・ 補正後予算額 3 6 8, 0 1 4 千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・ 人事院勧告を受けて改定する一般職の勤勉手当等の差額を計上（200 千円）

【資本的支出】

- ・ 人事院勧告を受けて改定する一般職の勤勉手当等の差額を計上（146 千円）

□議第 138 号 平成 29 年度野洲市下水道事業会計補正予算(第 3 号)

①予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

・現計予算額 2, 230, 038 千円

〔支出〕

・補正前予算額 1, 790, 946 千円

・補正額 319 千円

・補正後予算額 1, 791, 265 千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

・現計予算額 442, 190 千円

〔支出〕

・補正前予算額 1, 197, 332 千円

・補正額 61 千円

・補正後予算額 1, 197, 393 千円

②補正の概要

【収益的支出】

・人事院勧告を受けて改定する一般職の勤勉手当等の差額を計上 (319 千円)

【資本的支出】

・人事院勧告を受けて改定する一般職の勤勉手当等の差額を計上 (61 千円)

□議第 139 号 平成 29 年度野洲市病院事業会計補正予算(第 1 号)

①予算額

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

・補正前予算額 1, 131, 947 千円

・補正額 12 千円

・補正後予算額 1, 131, 959 千円

〔支出〕

・補正前予算額 1, 131, 947 千円

・補正額 12 千円

・補正後予算額 1, 131, 959 千円

②補正の概要

【資本的収入】

・一般会計出資金 (12 千円)

【資本的支出】

・人事院勧告を受けて改定する一般職の勤勉手当等の差額を計上 (12 千円)

2 条例改正 2件

□議第 140 号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき、議会議員、市長、教育長の期末手当の引上げを行うものなど、所要の改正を行う。

①改正条例

- (1)野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例（第1条、第2条）
- (2)野洲市長等の給与及び旅費に関する条例（第3条、第4条）

②概要

- ・第1条、第3条（期末手当の引上げ）
「100分の170」→「100分の175」
- ・第2条、第4条（期別ごとの支給月数の調整）
「100分の155」→「100分の157.5」（6月）
「100分の175」→「100分の172.5」（12月）

③施行日 公布の日（第2条、第4条は、平成30年4月1日）

□議第 141 号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

官民給与の格差を是正する人事院勧告に基づき、職員の給料表の改定を行うものなど、所要の改正を行う。

①概要

(1)第1条

- ・勤勉手当の引上げ
正規職員「100分の85」→「100分の95」
再任用 「100分の40」→「100分の45」
- ・給料表の改定（給料月額を平均400円程度引上げ）

(2)第2条

- ・期別ごとの支給月数の調整
正規職員「100分の85」→「100分の90」（6月）
「100分の95」→「100分の90」（12月）
再任用 「100分の40」→「100分の42.5」（6月）
「100分の45」→「100分の42.5」（12月）
- ・55歳を超える職員の給料の1.5%減額支給措置の廃止

②施行日 公布の日（第2条は、平成30年4月1日）

※第1条の規定による改正後の規定は、平成29年4月1日から適用